

令和7年度(2025年度)箕面市病児・病後児保育登録届

公立用

(宛先)箕面市教育委員会教育長

箕面市立病児・病後児保育室の利用について、次のとおり登録を届け出いたします。

保護者氏名

住所

登録を希望する病児・病後児室に○をつけてください（複数可） 1. 箕面市立かやのこども園(乳児部)内病児・病後児保育室 3. 箕面市立東保育所内病後児保育室 2. 箕面市立桜ヶ丘保育所内病後児保育室					
児童の 氏名	ふりがな 氏名		性別		愛称
	生年月日 年 月 日		年齢	歳 か月	
在籍施設	※認定こども園の場合（幼稚園コース・保育園コース）		平常時の 体温	℃	
緊急連絡先	① 氏名 続柄（ ）		② 氏名 続柄（ ）		
	勤務先名		勤務先名		
	勤務先電話		勤務先電話		
	携帯電話		携帯電話		
予防接種	ヒブ 未・済		BCG 未・済		
	小児用肺炎球菌 未・済		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 未・済		
	B型肝炎 未・済		水痘(みずぼうそう) 未・済		
	ロタウイルス感染症 (ロタリックス/ロタテック) 未・済		MR混合 (麻疹・風疹) 未・済		
	四種混合 (百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ) 未・済		五種混合 (百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ) 未・済		
	日本脳炎 未・済				
	※予防接種は1回でも投与している場合は済に○をつけてください。				
既往歴	☐ 突発性発疹 ☐ 水痘(水ぼうそう) ☐ 川崎病				
	☐ 麻疹(はしか) ☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ☐ 肘内障				
	☐ 風疹(三日ばしか) ☐ その他()				
治療中の病気	(喘息・心臓疾患など)				
食 物 アレルギー	☐ なし * 医師の指示書を添付してください(コピー可)				
	☐ あり 食品 () ☐ エピペン持参あり				
薬 物 アレルギー	☐ なし ☐ なし				
	☐ あり 薬剤() ☐ あり 最終の発作 年 月 使用している薬剤()				
生活習慣	普段の食事量	☐ 少なめ ☐ 普通 ☐ よく食べる			
	苦手の食べ物	☐ なし ☐ あり()			
	午睡の時間	普段の午睡時間 時頃～ 時間程度			
	寝る時のくせ	☐ なし ☐ 抱っこ ☐ 添い寝 ☐ その他()			
	排泄方法	☐ おむつ ☐ 午睡時のみおむつ ☐ トレーニング中 ☐ トイレ			
保育上配慮してほしいこと					

*これは、公立の病児・病後児保育を利用するための登録届です。民間の病児保育室には使えません。

*裏面の「同意書」をお読みいただき、ご署名の上、提出してください。

*認可外保育園等に在籍する児童のうち、施設等利用給付認定を受けていないかたは、父母それぞれの就労証明書が必要です。ただし、認可保育園等への入園を申し込んでおり、保留(待機)となっているかたは不要です。

同 意 書

(宛先)

箕面市教育委員会教育長

私は、箕面市立病児・病後児保育室を利用するにあたり、次の内容について同意します。(同意の有無) ☐

- (1) 病児保育の利用の際は、利用当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診し、病児・病後児保育室に病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)、病児・病後児保育登録届(事前に届出をされていない場合のみ)、薬の説明書(薬剤情報書)を提出すること。また、医療機関(かかりつけ医等)受診後、利用当日に児童の症状が悪化し、利用できない場合があること。
- (2) 児童の症状が急変し、保育の継続が困難と判断された場合は、病児・病後児保育室からの連絡により、利用途中であっても迎えに来ること。
- (3) 児童の症状が急激に悪化したときは、速やかに保護者に連絡のうえ、医療機関に搬送し、医師の判断により保護者の了解を得ないで受診・治療措置が行われる場合があること。なお、その際に発生する医療費等は、保護者が負担すること。

※児童の体調急変時に協力医療機関である箕面市立病院に搬送されたときは、初診料加算金が生じる場合があること。
- (4) 児童の保育にあたっては、感染防止に努めるが、やむを得ず病児・病後児保育室内で児童の相互感染が起こった場合、当該保育室では責任を負わないこと。
- (5) 病児・病後児保育室から指示された預かり時間を厳守すること。
- (6) 登録及び利用申込みにおいて、本市が知り得た情報は、病児・病後児保育事業の範囲内において病児・病後児保育室に提供され、必要に応じて医療機関、保険会社等に提供される場合があること。
- (7) 病児・病後児保育室内での感染拡大等により、利用できない事態が発生した場合には、当該保育室の指示に従うこと。
- (8) 病児・病後児保育室をキャンセルする場合は、必ず、予約した病児・病後児保育室に連絡すること(キャンセルは、病児・病後児保育室の留守番電話でも可能)。なお、利用しないにもかかわらずキャンセルの連絡がないときは、次回以降の利用をお断りする場合があること。
- (9) 箕面市病児・病後児保育の利用案内の記載事項を全て確認し、利用規則を遵守すること。